

施設・事業所における人権の擁護及び高齢者虐待防止研修の実施について (ガイドライン)

神戸市福祉局監査指導課

1 趣旨

平成25年度から、神戸市では高齢者虐待防止を推進するため、条例により介護サービス事業者に対して高齢者虐待防止研修の実施を義務付けてきた。

令和3年4月1日の厚生労働省令の改正に伴い、令和6年度から全介護サービス事業者に対して、人権擁護及び高齢者虐待防止のための必要な措置として、研修の実施が義務付けられた。

虐待や不適切な介護が発生する背景の一つとしては、介護に携わる者の知識や認識の不足が挙げられる。「虐待はいけないこと」ということは分かっている、「実際にどういった行為が虐待に当たるのか」「なぜ虐待が起きるのか」「虐待を防止するためにはどういうことが必要なのか」を知らなければ防止することができない。そのため、事業者には、従業者が適切な知識・情報を学習する場を提供する義務がある。

今回の義務化に伴い、神戸市は条例による研修実施の義務付けは廃止するものの、これまで指針として研修について示してきた内容等を、引き続きガイドラインとして示すことで、神戸市として高齢者の人権擁護及び虐待防止の取り組みを推進していく。

本ガイドラインは、各事業者が、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修（以下「研修」という。）を実施するうえで留意すべき点を定めたものである。各事業者においては、基準省令で研修の実施が義務づけられたことを理解のうえ、各施設・事業所の指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的に研修を実施して、従業者教育を組織的に浸透させていくことが求められる。

2 法令に基づく高齢者虐待防止に係る必要な措置について

- (1) 高齢者虐待防止検討委員会を定期的に開催して、その内容を全従業者に周知すること
 - (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
 - (3) 全従業者を対象に、人権擁護及び高齢者虐待防止の防止に係る研修を定期的に開催し、実施すること（頻度は、サービス種別により異なる）
 - (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置
- ※ 運営指導や監査等で、必要な措置が講じられていないことが確認された場合は、未実施減算として所定単位数の1/100の減算適用となるので、必ず実施すること

3 研修の対象者

- (1) 施設・事業所に勤務する全ての従業者（介護職員その他の従業者）を対象としなければならない。
- (2) 新規で採用する従業者には、採用時に必ず研修を受講させなければならない。（解釈通知）

4 研修の頻度

- (1) 定期的に（年に1回以上）実施しなければならない。（基準省令）
 - ※ サービス種別によって、頻度は異なる。（解釈通知）
 - ※ 従業者教育を組織的に浸透させていくためには、年2回以上の定期的な研修実施が望ましい。
- (2) 全従業者が受講する機会を確保するため、複数回開催するよう努めること。
- (3) 新規採用の従業者に対しては、必ず採用時に実施すること。（解釈通知）

5 実施上の留意点

- (1) 年間計画を策定して、計画的に実施する。
- (2) やむを得ない事情により研修に参加できなかった従業者については、あらかじめ各事業者で取り扱いを定めて適切に対処すること。
 - ① 未受講者については、個別研修の実施又は研修機関等が実施する研修に参加させることが望ましい。
 - ② 個別研修等の実施が困難な場合、研修に代えて資料の配布を行った場合でも、単に資料を配布するだけでなく、必要な説明を行い、報告書を提出させて理解の度合いを測るよう努めること。

6 研修の目的

虐待や不適切な介護の発生又はその再発を防止するため、従業者の資質向上を目的として、下記を主眼に実施する。

- (1) 関連する法律や規定等の適切な知識を習得する。
- (2) 介護のプロとしての自覚を再認識して日々のサービスを振り返る。
- (3) 虐待発生は組織の問題ととらえて、施設・事業所全体で取り組む。

7 研修の内容

各事業者において、上記研修の目的を勘案して、下記の内容をできる限り盛り込んだ企画立案のうえ、実施する。

- (1) 関連する法律や規定等の適切な知識を習得する。
 - ① 各施設・事業所の介護の理念、運営方針を再確認する。
 - ② 高齢者虐待防止法の内容を学ぶ。
 - ・ 虐待の定義
 - ・ 虐待又はその疑いのある事例を発見した場合、神戸市への通報義務があること
 - ・ 神戸市の通報窓口は、監査指導課であること 等
 - ③ 身体拘束とされる行為、要件及び廃止（適正化）の方策について学ぶ。
 - ④ 認知症について正しく理解する。
- (2) 介護のプロとしての自覚を再認識して日々のサービスを振り返る。
 - ① 各施設・事業所における自分の役割・責任を再確認する。
 - ② 虐待を未然に防止するため、不適切なケアについて検証、対応策を検討する。
 - ③ 事故報告、ヒヤリハットの原因について、虐待との関連の有無を含めた事例研究を行う。
 - ④ 身体拘束の廃止（適正化）に向けた取り組みを検討し、実践する。
 - ⑤ 介護・ケアプランが効率優先となっていないか検証し、利用者本位のケアを実践する。
- (3) 虐待発生は組織の問題ととらえて事業所・施設全体で取り組む。
 - ① 各施設・事業所における虐待防止、身体拘束廃止に向けた基本方針を策定して、従業者に周知する。
 - ② 各施設・事業所における従業者の役職・責任を明確化する。
 - ③ 情報共有、意思決定の仕組みや手順を明確化する。
 - ④ 上司や先輩が積極的に声をかけ、悩みを聞き、解決策と一緒に検討する。

8 研修のプログラム

(1) 各事業者において、目的に応じて、下記の研修方法を適宜組み合わせたプログラムを企画立案のうえ、実施する。

- ① 講義・事例研究 目的：正しい知識を習得し理解を深める。
- ② 演習・意見交換 目的：振り返り、気づきを通じて意識を啓発する。

例：グループワーク、ロールプレイ等

(2) 効果的な研修を実施するためには、〔事前学習〕→〔講義・事例研究〕→〔演習・意見交換〕→〔報告〕など、段階的な研修プログラムを組むことが望ましい。

(3) 受講者の理解の度合い、研修効果を測定するため、受講者に受講報告をさせる。

(4) 研修の企画立案担当者及び講師については、各事業所・施設において、一定の知識、経験を有する指導的立場にある者、又は適切な外部講師を選任する。

(5) 同一敷地内等の複数の事業所、施設が合同で実施すること等、効率的な実施を検討する。

(6) 管理者や虐待研修担当者は、神戸市が作成した、下記のハンドブックを活用する。

「施設・事業所での虐待防止研修進め方ハンドブック（虐待・不適切な支援を防止するために）」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/kenko/fukushi/carenet/koreshagyakutai/gyakutaibousihou>

9 研修の教材

各事業者において、上記研修の内容を勘案して、下記の資料等を参考として研修教材を作成する。

(1) 神戸市資料（神戸市ケアネットからダウンロード可能）

- ① 神戸市制作 研修用映像「よりよい介護を目指して」
→YouTube で公開。DVD の貸し出し（担当：監査指導課 078-322-6326）

(2) 認知症介護研究・研修仙台センター（認知症介護情報ネットワーク（DCnet））

- ① 「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」（平成 21 年 3 月 31 日）
- ② 介護現場のための高齢者虐待防止教育システム
- ③ 施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備～令和 3 年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例～（令和 4 年 3 月）

(3) その他

神奈川県保健福祉部高齢福祉課「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」（平成 21 年 3 月）

10 研修の時間

(1) 各事業者において、内容を勘案して十分な時間を設定する。

(2) 上記内容を盛り込んだ効果的な研修を実施するためには、2 時間程度の所要時間を設定する。

(3) 必要な時間の確保が難しい場合は、内容を分割して複数回開催する。

11 研修の記録

(1) 各施設・事業所において、研修日時、実施時間、参加者氏名、講師氏名、研修内容等を記載した議事録、研修資料及び受講報告書等を研修実施記録として保管する。

(2) 未受講者については、氏名、未受講の理由、資料配布日時等を記録する。

(3) 研修実施記録は、各施設・事業所において管理者等の閲覧に供し、記録する。